

マージン率等に係る情報提供について

マージン率等に係る情報提供

株式会社 ESES

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和6年6月1日～令和6年9月30日)

記

- 令和6年9月30日付け派遣労働者数 19人
- 派遣先事業所数（実数） 13
- 労働者派遣に関する料金の平均額 29,623円
(1日当たりの料金額（8時間労働として計算）)
- 派遣労働者の賃金の額の平均額 19,654円
(1日当たりの賃金額（8時間労働として計算）)
- マージン率：労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

33.7%

法定福利費、経営運営費等もマージン部分に含まれます。

- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間
入社時一時研修	新入社員	OFFJT OJT	弊社	無償	有給	4時間
入社時専門研修	新入社員	OFFJT OJT	弊社	無償	有給	4時間
開発研修	2年目の社員	OFFJT OJT	弊社	無償	有給	8時間
インフラ研修	3年目の社員	OFFJT OJT	弊社	無償	有給	8時間
マネジメント研修	3年目以降の社員	OFFJT OJT	弊社	無償	有給	8時間

キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業管理責任者 TEL 03-5333-0802

- 法第30条の4 第1項の労使協定について
締結している（終期 令和8年3月31日）
＜協定対象派遣労働者の範囲＞
「情報処理・通信技術者」「デザイナー等」「コンピューター等事務機器操作の職業」「その他の技術の職業」